

特定非営利活動法人 パシフィカ・ルネサンス 会費細則

(目的)

第1条 この細則は、特定非営利活動法人パシフィカ・ルネサンスの定款第8条の規定に基づき、会費に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(会費)

第2条 年会費については、下記のように定める。

- (1) 正会員年会費 5000円
- (2) 賛助会員年会費 5000円
- (3) 島嶼国会員年会費 10米ドル
- (4) 法人会員年会費 20000円

2 年会費は、毎年4月1日より翌年3月31日までの1ヵ年の会費をいう。

(会費の納入)

第3条 会員は、毎年該当年度の会費を年度中に納入しなければならない。ただし、新規会員は、入会時に納入する。

(途中入会の会費)

第4条 年度の中途の入会者についても、当該年度の1年分の会費を徴収する。

(退会時の会費返納)

第5条 定款第55条に従い、退会した会員の会費は、年度の途中であっても返納しない。

(会費の滞納)

第6条 定款第9条に従い、会費を継続して2年以上滞納した会員は、会員の資格を喪失する。

(細則の改廃)

第7条 この細則の改廃は、理事会の決定によらなければならない。

(附則)

1. 本細則は、平成26年10月19日より施行する。
2. 平成28年6月11日一部改正、実施。